



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次(\*については県例規集掲載事項)

- 規則
- \*3 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 告示
- 180 平成20年度和歌山県庁舎昇降機装置保守点検業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (管財課)
- 181 和歌山県那賀総合庁舎合併処理浄化槽及び岩出保健所犬舎浄化槽の施設維持管理業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 ( " )
- 182 平成19年和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部改正 (循環型社会推進課)
- 183 平成20年度和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (障害福祉課)
- 184 救急病院の申出の撤回 (医務課)
- 185 所在不明貸金業者 (商工観光労働総務課)
- 186 平成20年度工業用水道管理センター運転業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (公営企業課)
- 187 木材業者等の登録 (林業振興課)
- 188 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)
- 189 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 190 平成20年度和歌山県立特別支援学校スクールバス運行等業務委託又は児童生徒等送迎業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (教育委員会)
- 選挙管理委員会告示
- 12 政治団体の解散の届出
- 13 政治団体の収支報告書の要旨
- 公告
- 入札公告 (管財課)
- " ( " )
- " (障害福祉課)
- " (公営企業課)
- " (教育委員会)
- " ( " )
- " ( " )

## 規則

### 和歌山県規則第3号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表第4の3の項支払等の事務主管の対象となるかいの欄中「妙寺警察署」を「かつらぎ警察署」に改める。

附則

この規則は、平成20年3月3日から施行する。

## 告示

### 和歌山県告示第180号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度和歌山県庁舎昇降機装置保守点検業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めるとともに、当該資格を審査するために必要な事項を次のように公示する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 業務年度

平成20年度

##### (2) 業務の名称

和歌山県庁舎昇降機装置保守点検業務

##### (3) 契約期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

##### (4) 業務内容

仕様書による。

#### 2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月19日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税及び県税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 直近2年以内においてオーチス・エレベータ製の昇降機でフルメンテナンス保守点検を良好に行った実績のある者であること。
- (7) 故障等の緊急時において、30分以内に現場に到着し対応が可能な者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- エ 印鑑証明書(提出日において、発行後3か月を経過していないもの)
- オ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で提出日において、発行後3か月を経過していないもの
- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する個人住民税(県・市町村民税)
- カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
- キ 使用印鑑届
- ク 誓約書
- ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
- コ 業務体制表
- (2) (1)のウからカまでに掲げる申請書類の用紙については、資格審査申請時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加申請書の審査を経て、現に有効な競争入札等参加資格登録(認定)通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。
- (3) (1)のア、イ及びキからコに掲げる申請書類の用紙について、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの申請用紙は、平成20年2月19日(火)から平成20年2月29日(金)までの和歌山県の休日定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間

に5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月29日(金)までの間に和歌山県総務部総務管理財課に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月19日(火)から平成20年2月29日(金)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県総務部総務管理財課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2213(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2248

6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月11日(火)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年3月14日(金)までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は配達記録により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年3月18日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第181号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、和歌山県那賀総合庁舎合併処理浄化槽及び岩出保健所犬舎浄化槽の施設維持管理業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 業務の名称

和歌山県那賀総合庁舎合併処理浄化槽及び岩出保健所犬舎浄化槽の施設維持管理業務

2 競争入札参加者の資格

この競争入札に参加することができる者は、平成20年2月19日(火)現在において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
  - (4) 国税、県税及び市町村民税に未納がない者であること。
  - (5) 和歌山県和歌山市、岩出市又は紀の川市内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
  - (6) 直近5年以内において本委託業務と同様かつ同規模以上の業務請負契約又は業務委託契約を結び、当該業務を良好に行った実績がある者であること。
  - (7) 和歌山県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年和歌山県条例第33号)に基づき岩出市を営業区域とする登録証を交付された者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 競争入札参加資格審査申請書
    - イ 営業概要書
    - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
    - エ 印鑑証明書
    - オ 使用印鑑届
    - カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し)
    - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
      - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 和歌山県が課する県税全税目
      - (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税
      - (エ) 法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)
    - ク 誓約書
    - ケ 2の(7)に掲げる登録証の写し
    - コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)
    - サ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し
    - シ 組織概要図
    - ス 申告書
  - (2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年2月19日(火)時点で既に和歌山県が行う競争入札等参加資格申請の審査を経て、現に有効な競争入札等登録参加通知書を交付されている者に対しては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代える

ことができる。

- (3) (1)のア、イ、オ、ク、コ及びスに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は、平成20年2月19日(火)から平成20年3月10日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

- (4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月10日(月)までの間に和歌山県那賀振興局総務室に対して書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月19日(火)から平成20年3月10日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県那賀振興局総務室総務管理グループ  
和歌山県岩出市高塚209番地  
和歌山県那賀総合庁舎本館2階  
郵便番号 649-6223  
電話番号 0736-61-0005(直通)  
ファクシミリ番号 0736-61-0007

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月17日(月)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月21日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
- (4) 説明については、平成20年3月26日(水)までに、当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第182号

平成19年3月6日付け和歌山県報第1839号和歌山県告示第233号(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定)の一部を次のように改める。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

表に次のように加える。

16	紀の川市	中津川字丸尾	729番1	規則第12条の31第2号
		中津川字丸尾	729番2	
17	橋本市	向副字戸屋ヶ嶽	715番	規則第12条の31第2号
		向副字戸屋ヶ嶽	715番1	
		向副字戸屋ヶ嶽	717番1	
18	橋本市	高野口町大野字地藏尾	1830番61	規則第12条の31第2号
19	かつらぎ町	大字笠田東字寒ノ原	1560番4	政令第13条の2第2号
20	有田川町	大字上中島字下新田	931番	規則第12条の31第2号
21	御坊市	塩屋町北塩屋字向谷	268番1	規則第12条の31第2号
		塩屋町北塩屋字向谷	268番2	
		塩屋町北塩屋字向谷	269番1	
		塩屋町北塩屋字向谷	269番3	
		塩屋町北塩屋字向谷	270番1	
		塩屋町北塩屋字向谷	270番2	
		塩屋町北塩屋字向谷	271番1	
		塩屋町北塩屋字向谷	271番2	
		塩屋町北塩屋字向谷	272番1	
		塩屋町北塩屋字向谷	272番2	
		塩屋町北塩屋字向谷	273番1	
		塩屋町北塩屋字向谷	273番2	
		塩屋町北塩屋字向谷	274番1	
		塩屋町北塩屋字向谷	274番2	
		塩屋町北塩屋字向谷	274番3	
		塩屋町北塩屋字向谷	274番4	
		塩屋町北塩屋字向谷	275番1	
		塩屋町北塩屋字向谷	275番2	
		塩屋町北塩屋字向谷	275番3	
		塩屋町北塩屋字向谷	277番6	
塩屋町北塩屋字向谷	277番8			
22	美浜町	大字和田字大谷	1986番	規則第12条の31第1号
		大字和田字大谷	1987番	
		大字和田字大谷	1988番	
		大字和田字大谷	1988番1	
23	日高川町	大字平川字下中津	610番16	規則第12条の31第1号
		大字平川字下中津	610番20	
		大字平川字下中津	610番21	
24	日高川町	大字寒川字丸田	514番	規則第12条の31第2号
25	日高川町	大字高津尾字尾曾中木	1457番15	規則第12条の31第2号
26	由良町	大字小引字田子谷	559番3	規則第12条の31第2号
27	印南町	大字印南字片見谷	2070番7	規則第12条の31第1号
		大字印南字片見谷	2070番10	
28	田辺市	元町字東松原	2291番6	規則第12条の31第2号
29	田辺市	龍神村湯ノ又字湯ノ又谷	711番1	政令第13条の2第1号
30	串本町	有田字名近	21番1	規則第12条の31第2号
31	串本町	田原字寶嶋	4037番	規則第12条の31第2号

32	串本町	田原字竇嶋	4146番1	規則第12条の31第1号
33	古座川町	大川字三ツ嶋	923番1	規則第12条の31第2号
34	那智勝浦町	大字二河字大浦	1604番19	規則第12条の31第2号
		大字二河字大浦	1604番22	

和歌山県告示第183号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称

和歌山県身体障害者福祉バス運行業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年2月19日（火）現在において、次の（1）から（5）までの全ての要件を満たし、かつ、（6）から（8）までのいずれかの要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村民税を滞納していない者であること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に掲げる一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を営むことについて、許可又は免許を受け、現にその旅客自動車運送事業を営んでいる者であること。
- (5) 直前2営業年度以上の一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の営業実績を有する者であること。
- (6) 過去5年間（平成15年度から平成19年度までの間）において、和歌山県子ども・障害者相談センター身体障害者福祉バスの受託実績を有する者であること。
- (7) 過去5年間（平成15年度から平成19年度までの間）において、和歌山県立盲・ろう・養護学校スクールバス運行等業務若しくは和歌山県立養護学校児童生徒送迎業務の受託実績又は和歌山県内の路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）の運行実績のある者であること。
- (8) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、

次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 事業経歴書
  - ウ 使用印鑑届
  - エ 誓約書
  - オ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
  - カ 印鑑証明書
  - キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款
  - ク 直近2か年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
  - ケ 道路運送法第3条に係る許可書又は免許状の写し
  - コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
    - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
    - (イ) 法人事業税又は個人事業税
    - (ウ) 法人にあっては、法人県民税
    - (エ) 自動車税
    - (オ) 個人にあっては、県・市町村民税
- (2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月19日（火）から平成20年2月22日（金）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年2月19日（火）から平成20年2月22日（金）までの間に和歌山県子ども・障害者相談センターに対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。
- 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所  
3の（1）に掲げる申請書類は、平成20年2月19日（火）から平成20年2月26日（火）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に5に掲げる場所で受け付ける。
- 5 資格審査申請書類の配布の場所  
和歌山県子ども・障害者相談センター  
和歌山市毛見1437-218  
郵便番号 641-0014

電話番号 073-445-7314

ファクシミリ番号 073-446-0036

## 6 資格審査の結果通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月7日(金)までに通知するとともに、資格を有すると認められた者に対しては、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。

## 7 資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から平成21年3月31日(火)までとする。

## 8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月12日(水)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月21日(金)までに書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 和歌山県告示第184号

次の病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 須佐病院
- 2 所在地 和歌山市吹屋町4丁目30
- 3 失効日 平成20年1月20日

## 和歌山県告示第185号

次の貸金業者の所在が確知できないので、当該貸金業者は、和歌山県商工観光労働部商工政策局商工観光労働総務課まで申し出てください。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がない場合は、貸金業法(昭和58年法律第32号)第24条の6の6の規定により、その登録を取り消すことがある。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 商号又は名称 フレンドファイナンス
- 2 氏名 榊秀輝
- 3 主たる営業所又は事務所の所在地 和歌山市十番丁84番地 ル・シャトー十番丁903号
- 4 登録番号 和歌山県知事(N1)第01421号
- 5 登録年月日 平成18年7月23日

## 和歌山県告示第186号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度工業用水道管理センター運転業務委託に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 競争入札に付する業務の名称等

- (1) 業務の名称  
平成20年度工業用水道管理センター運転業務
- (2) 業務の内容等  
仕様書による。

## 2 競争入札参加の資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、平成20年2月19日(火)現在において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (5) 和歌山県内に本社、本店又は営業所を有する者であること。
- (6) 平成20年2月19日以前において、平成10年度以降国又は地方公共団体等が発注するポンプ場又は浄水場施設の運転管理に関する業務を受託した実績を有する者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
  - ア 競争入札参加資格審査申請書
  - イ 営業概要書
  - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書
  - エ 印鑑証明書
  - オ 使用印鑑届
  - カ 直近2年分の財務諸表又は決算書(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)
  - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの(和歌山県税が課税されていない者で、県外に主たる営業所を有する者に対しては、主たる営業所の所在地の

ある都道府県の納税証明書)

- (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
- (イ) 和歌山県が課する県税全税目
- (ウ) 個人にあっては、和歌山県内の在住市町村が課する市町村民税
- (エ) 法人市町村民税(営業所又は支店の長に県との取引を委任する法人にあっては、当該営業所又は支店の所在する市町村が課する法人市町村民税)

ク 誓約書

ケ 2の(6)に掲げる業務に係る契約書の写し

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

- (2) (1)の ア、イ、オ、ク及びコに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成20年2月19日(火)から平成20年3月3日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。
- (3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年3月3日(月)までの間に和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課に対して電話又は書面等(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月19日(火)から平成20年3月3日(月)までの休日を除く日の午前9時から午後5時までの間、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布及び受付場所

和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館6階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3338(直通)

ファクシミリ番号 073-433-1992

6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月10日(月)までに通知する。

7 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月13日(木)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は配達記録郵便により提出するものとする。
- (4) 説明に対する回答については、平成20年3月18日(火)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第187号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例(昭和45年和歌山県条例第14号)第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所(又は主たる事務所の所在地)	氏名(又は名称)	業務の態様	営業所又は工場の所在地
	1030		平成17年7月1日	和歌山市築港5丁目17	有限会社和成商会 代表取締役 田中千賀子	製材	和歌山市築港5丁目17
7006	7003	7001	平成20年1月11日	東牟婁郡串本町西向350番地	株式会社明和 代表取締役 富田又一郎	木材・製材 ・チップ	東牟婁郡串本町西向350番地

和歌山県告示第188号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)第49条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 日時 平成20年2月26日(火)午前11時から
- 2 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30番地  
水産会館 地階 中会議室

3 被聴聞者

- (1) 氏名 梅本育男
- (2) 住所 和歌山県有田市宮崎町484番地1

- (3) 漁業許可 なし
- (4) 許可番号 なし
- (5) 船舶名 恵比須丸(WK2-5327)

和歌山県告示第189号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定年月日	道路	
				幅員	延長

				メートル	メートル
2982	海南市椋木字下井田192-1の一部、192-6、192-7、192-9の一部、193-1の一部、202-6	海南市椋木143番地西岡吉和	平成20.2.7	4.00 ～ 6.15	33.20

和歌山県告示第190号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、平成20年度和歌山県立特別支援学校スクールバス運行等業務委託又は児童生徒等送迎業務委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 競争入札に付する業務の名称

和歌山県立特別支援学校スクールバス運行等業務又は児童生徒等送迎業務

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、平成20年2月19日（火）現在において、次の（1）から（5）までの全ての要件を満たし、かつ、（6）から（8）までのいずれかの要件を満たしている者とする。ただし、（6）の要件を満たしている者については、（4）及び（5）の要件を満たしているものとする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条に掲げる一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業を営むことについて、許可又は免許を受け、現にその旅客自動車運送事業を営んでいる者
- (5) 審査基準日（平成20年2月1日）において、直前2営業年度以上の一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の営業実績を有するものであること。
- (6) 過去5年間（平成15年度から平成19年度までの間）において、和歌山県立特別支援学校スクールバス運行等業務又は和歌山県立特別支援学校児童生徒等送迎業務の受託実績を有する者
- (7) 和歌山県内の路線を運行する一般乗合用のバス（道路運送法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。）の運行実績を有するものであること。

と。

(8) 和歌山県内に本社、本店、支店又は営業所を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書
- イ 事業経歴書
- ウ 誓約書
- エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- オ 使用印鑑届
- カ 印鑑証明書
- キ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書及び定款
- ク 直近2年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色又は白色申告書の写し、資産負債額調及び損益計算書）
- ケ 道路運送法第3条に掲げる旅客自動車運送事業に係る許可書又は免許状の写し
- コ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
  - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
  - (イ) 法人事業税又は個人事業税
  - (ウ) 法人にあっては、法人県民税
  - (エ) 自動車税
  - (オ) 個人にあっては県・市町村民税

(2) (1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、これらの用紙は平成20年2月19日（火）から平成20年2月26日（火）まで、和歌山県が示す仕様書は平成20年3月4日（火）から平成20年3月12日（水）までの、それぞれ和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。ただし、(1) のアからオまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県教育委員会のホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

(3) (1) に掲げる申請書類について質問のある者は、平成20年2月19日（火）から平成20年2月28日（木）午後4時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の申請の時期及び受付場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年2月19日（火）から平成20年2月29日（金）までの休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。



5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3642

ファクシミリ番号 073-432-4517

6 資格審査の結果通知等

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書により平成20年3月7日(金)までに通知するとともに、参加資格を有すると認められた者については、一般競争入札参加資格者名簿に登録する。

7 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、6による資格審査の結果を通知した日から平成21年2月27日(金)までとする。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対してその理由について説明を求められることができる。
- (2) (1)の説明は、平成20年3月14日(金)までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 当該説明を求めた者に対する回答については、平成20年3月21日(金)までに書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成20年2月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
女性党和歌山県和歌山総支局	児玉佐富	平成19.12.31	平成20.1.9
西よしお本宮後援会	大前実	平成19.12.27	平成20.1.9
新しい風の会	東尾堯生	平成19.12.31	平成20.1.10
西本長弘後援会	西本長弘	平成20.1.16	平成20.1.16
斧徹後援会	斧徹	平成20.1.22	平成20.1.22
下角力後援会	津野實	平成19.12.31	平成20.1.22

久保井始後援会	鈴木操	平成20.1.20	平成20.1.22
笹田邦一を育てる会	西本圭吾	平成19.12.31	平成20.1.24

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書の提出があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成20年2月19日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	女性党和歌山県 和歌山総支部	西よしお本宮後 援会	新しい風の会	西本長弘後援会
報告年月日	平成20年1月9日	平成20年1月9日	平成20年1月10日	平成20年1月16日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る 公職の種類				
1 収入総額	0	42,003	97,352	0
ア 前年繰越額	0	41,927	97,352	0
イ 本年収入額	0	76	0	0
2 支出総額	0	0	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イ)の寄附のうちあつせん によるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の 事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与さ れた交付金に係る収入			
	カ その他の収入		76	
	4 支出の内訳			
	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費			
	イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行 その他の事業費 (a) 機関紙誌の 発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー 開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費			
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を 別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成19年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	斧徹後援会	下角力後援会	久保井始後援会	笹田邦一を育てる会
報告年月日	平成20年1月18日	平成20年1月22日	平成20年1月22日	平成20年1月24日
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	0	0	0	0
ア 前年繰越額	0	0	0	0
イ 本年収入額	0	0	0	0
2 支出総額	0	0	0	0
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの)			
	(イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳			
ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費				
イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費				
5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)				

政治団体の収支報告書(平成20年分)の要旨

(単位:円)

政治団体名	西本長弘後援会	斧徹後援会	久保井始後援会	
報告年月日	平成20年1月16日	平成20年1月22日	平成20年1月22日	
資金管理団体の届出をした者の氏名				
資金管理団体の届出に係る公職の種類				
1 収入総額	0	0	0	
ア 前年繰越額	0	0	0	
イ 本年収入額	0	0	0	
2 支出総額	0	0	0	
3 収入の内訳	ア 個人の党費・会費 (人)			
	イ 寄附 (ア) (イ)を除く寄附の合計 (a) 個人分 (うち特定寄附) (b) 法人その他の団体分 (c) 政治団体分 (イの寄附のうちあつせんによるもの) (イ) 政党匿名寄附			
	ウ 機関紙誌の発行その他の事業による収入			
	エ 借入金			
	オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入			
	カ その他の収入			
	4 支出の内訳	ア 経常経費 (ア) 人件費 (イ) 光熱水費 (ウ) 備品・消耗品費 (エ) 事務所費		
		イ 政治活動費 (ア) 組織活動費 (イ) 選挙関係費 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費 (a) 機関紙誌の発行事業費 (b) 宣伝事業費 (c) 政治資金パーティー開催事業費 (d) その他の事業費 (エ) 調査研究費 (オ) 寄附・交付金 (カ) その他の経費		
		5 資産等の状況 (*印は、資産等を有する場合で内訳を別に掲載)		

## 収入の内訳(平成19年分)

西よしお本宮後援会

1 その他の収入

1件10万円未満のもの 76円

## 公 告

## 入 札 公 告

和歌山県庁舎昇降機装置保守点検業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務年度及び業務番号

平成20年度 管委 第7号

(2) 業務名

和歌山県庁舎昇降機装置保守点検業務

(3) 業務の内容

昇降機装置保守点検仕様書のとおり。

## 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第180号に規定する和歌山県庁舎昇降機装置保守点検業務に係る競争入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館1階

和歌山県総務部総務管理局管財課

(2) 期間

平成20年2月19日(火)から平成20年2月29日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

## 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県総務部総務管理局管財課

電話番号 073-441-2213(直通)

ファクシミリ番号 073-441-2248

## 5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

(2) 日時

平成20年2月22日(金)午前10時から

## 6 一般競争入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階 多目的会議室

イ 入札日時

平成20年3月24日(月)午前11時00分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。

## 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入

札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県総務部総務管理局管財課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な申込みした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県総務部総務管理局管財課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 その他

- (1) 契約の要否  
要
- (2) 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否
- (3) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
ア 名称  
和歌山県総務部総務管理局管財課  
イ 所在地  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
郵便番号 640-8585  
電話番号 073-441-2213
- (4) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

和歌山県那賀総合庁舎合併処理浄化槽及び岩出保健所犬舎浄化槽の施設維持管理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務年度及び業務番号  
平成20年度那総委第1号
- (2) 業務名  
和歌山県那賀総合庁舎合併処理浄化槽及び岩出保健所犬舎浄化槽の施設維持管理業務
- (3) 業務の仕様等  
仕様書による。
- (4) 業務の場所  
和歌山県那賀振興局総務室が指定する場所
- (5) 契約期間  
平成20年4月1日（火）から平成21年3月31日（火）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
平成20年和歌山県告示第181号に規定する和歌山県那賀振興局総務室の和歌山県那賀総合庁舎合併処理浄化槽及び岩出保健所犬舎浄化槽の施設維持管理業務の競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所  
和歌山県岩出市高塚209番地  
和歌山県那賀総合庁舎本館2階  
和歌山県那賀振興局総務室総務管理グループ
- (2) 期間  
平成20年2月29日（金）から平成20年3月10日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

- (1) 場所  
3の（1）に同じ。
- (2) 期間  
3の（2）に同じ。
- (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先  
和歌山県那賀振興局総務室総務管理グループ  
電話番号 0736-61-0005（直通）  
ファクシミリ番号 0736-61-0007

5 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所  
和歌山県岩出市高塚209番地  
和歌山県那賀総合庁舎本館3階大会議室
- (2) 日時  
平成20年2月29日（金）午前10時30分から

6 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

<p>ア 入札場所 5の(1)と同じ。</p> <p>イ 入札日時 平成20年3月28日(金)午前10時30分から</p> <p>ウ 開札場所 アと同じ。</p> <p>エ 開札日時 イと同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年3月27日(木)午後5時までに和歌山県那賀振興局総務室総務管理グループへ必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項 (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する</p>	<p>入札は、無効とする。</p> <p>なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>11 入札執行方法の細目 (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県那賀振興局総務室の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県那賀振興局総務室の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。</p> <p>(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。</p> <p>12 契約書の要否 要</p> <p>13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>14 その他 (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県那賀振興局総務室</p> <p>イ 所在地 和歌山県岩出市高塚209番地 和歌山県那賀総合庁舎本館2階 郵便番号 649-6223 電話番号 0736-61-0005(直通) ファクシミリ番号 0736-61-0007</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p> <p>(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合</p>
---	--

は、中止、延期又は変更をするものとする。

### 入札公告

平成20年度和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

平成20年度

##### (2) 業務の名称

和歌山県身体障害者福祉バス運行業務

##### (3) 業務の仕様等

仕様書による。

##### (4) 委託業務期間

平成20年4月1日（火）から平成21年3月31日（火）まで

#### 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第183号に規定する平成20年度和歌山県身体障害者福祉バス運行業務委託に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山県子ども・障害者相談センター  
和歌山市毛見1437-218

##### (2) 期間

平成20年3月7日（金）から平成20年3月14日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

#### 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

##### (1) 場所

3の（1）に同じ。

##### (2) 期間

3の（2）に同じ。

##### (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県子ども・障害者相談センター  
電話番号 073-445-7314  
ファクシミリ番号 073-446-0036

#### 5 入札説明会の場所及び日時

##### (1) 場所

3の（1）に同じ。

##### (2) 日時

平成20年3月14日（金）午後1時30分

#### 6 入札執行の場所及び日時等

#### (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

3の（1）に同じ。

##### イ 入札日時

平成20年3月26日（水）午後1時30分から

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者



のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する  
とおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県子ども・障害者相談セ  
ンターの職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に  
基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって  
申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある  
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を  
決定するものとする。この場合において、当該入札者の  
うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がある  
ときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない、  
和歌山県子ども・障害者相談センターの職員にくじを引  
かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が  
ないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合におい  
て、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までと  
する。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在  
地は、次のとおりとする。
  - ア 名称  
和歌山県子ども・障害者相談センター
  - イ 所在地  
和歌山市毛見1437-218  
郵便番号 641-0014  
電話番号 073-445-7314  
ファクシミリ番号 073-446-0036
- (2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平  
成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、  
中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度工業用水道管理センター運転業務委託につい  
て、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行  
令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第1  
67条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度及び役務番号

平成20年度工水セ第1号

(2) 調達役務の名称

平成20年度工業用水道管理センター運転業務

(3) 調達役務の仕様等

仕様書による。

(4) 調達役務の場所

和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課が指  
定する場所

(5) 契約期間

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)ま  
で

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第186号に規定する平成20年度工  
業用水道管理センター運転業務に係る一般競争入札参加資  
格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館6階

和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課

(2) 期間

平成20年2月19日(火)から平成20年3月3日(月)ま  
での和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県  
条例第39号)に規定する県の休日を除く日の午前9時か  
ら午後5時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課

電話番号 073-441-3338(直通)

ファクシミリ番号 073-433-1992

5 一般競争入札執行の場所及び日時等

- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおり  
とする。

ア 入札場所

海南市南赤坂19番地

海草振興局建設部海南工事事務所2階入札室

イ 入札日時

平成20年3月24日(月)午前11時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本

県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の  
通知書の写しを持参することとする。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に  
当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金  
額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨  
てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落  
札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係  
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積  
もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記  
載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札  
金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければ  
ならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付す  
る。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き  
契約締結後に還付し、又は納付すべき契約保証金に充当  
することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令  
第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規  
則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88  
条までの規定の定めるところによる。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額  
の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自  
治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条まで  
の規定の定めるところによる。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入  
札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入  
札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札  
は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者  
であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期  
間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のし  
た入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載する  
とおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県商工観光労働部企業立  
地局公営企業課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予  
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みを  
した者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある

ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を  
決定するものとする。この場合において、当該入札者  
のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者が  
あるときは、この者に代わって当該入札事務に係りの  
ない和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課の  
職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札  
がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合にお  
いて、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回まで  
とする。

11 契約書の要否  
要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否  
否

13 その他

(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名  
称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館6階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3338(直通)

ファクシミリ番号 073-433-1992

(2) この入札及び契約の手續において使用する言語及び  
通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平  
成20年度和歌山県当初予算が議決されなかった場合は、  
中止、延期又は変更をするものとする。

入 札 公 告

平成20年度和歌山県立特別支援学校スクールバス運行等  
業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、  
地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法  
令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 業務の名称

ア 和歌山県立きのかわ支援学校スクールバス運行等  
業務

イ 和歌山県立和歌山盲学校スクールバス運行等業務

ウ 和歌山県立和歌山ろう学校スクールバス運行等業  
務

<p>エ 和歌山県立紀北支援学校スクールバス運行等業務                  オ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校第一号スクールバス運行等業務                  カ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校第二号スクールバス運行等業務                  キ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校園部分校スクールバス運行等業務                  ク 和歌山県立たちばな支援学校スクールバス運行等業務                  ケ 和歌山県立南紀支援学校スクールバス運行等業務                  コ 和歌山県立みくまの支援学校スクールバス運行等業務</p> <p>(3) 業務の仕様等                  仕様書による。</p> <p>(4) 業務期間                  平成20年4月2日(水)から平成21年3月31日(火)まで</p> <p>2 一般競争入札参加者の資格に関する事項                  平成19年和歌山県告示第184号に規定する和歌山県立盲・ろう・養護学校スクールバス運行業務委託入札参加資格又は平成20年和歌山県告示第190号に規定する和歌山県立特別支援学校スクールバス運行等業務委託入札参加資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所                  和歌山県教育庁教育総務局総務課                  和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階</p> <p>(2) 期間                  平成20年3月4日(火)から平成20年3月12日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで</p> <p>4 入札説明書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所                  3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間                  3の(2)に同じ。</p> <p>(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先                  和歌山県教育庁教育総務局総務課                  電話番号 073-441-3642(直通)                  ファクシミリ番号 073-432-4517</p> <p>5 入札に係る現場説明会の場所及び日時</p> <p>(1) 場所                  和歌山市小松原通一丁目1番地                  和歌山県民文化会館405号室</p> <p>(2) 日時</p>	<p>平成20年3月4日(火)午前10時00分</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所                  5の(1)に同じ。</p> <p>イ 入札日時                  平成20年3月25日(火)午前9時30分から、1の(2)に掲げる業務ごとに1の(2)のAからCまで順次行う。</p> <p>ウ 開札場所                  Aに同じ。</p> <p>エ 開札日時                  イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>7 入札方法</p> <p>(1) 6に定める日時及び場所に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。</p> <p>(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効                  本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争</p>
--	---

入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

電話番号 073-441-3642(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4517

(2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。

入札公告

平成20年度児童生徒等送迎業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年

政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成20年度

(2) 委託業務の名称

ア 和歌山県立紀北支援学校児童生徒等送迎業務

イ 和歌山県立紀伊コスモス支援学校児童生徒等送迎業務

ウ 和歌山県立はまゆう支援学校児童生徒等送迎業務

(3) 業務の仕様等

仕様書による。

(4) 業務期間

平成20年4月2日(水)から平成21年3月31日(火)まで

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第184号に規定する和歌山県立盲・ろう・養護学校児童生徒送迎業務委託入札参加資格又は平成20年和歌山県告示第190号に規定する児童生徒等送迎業務委託の入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山県湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

(2) 期間

平成20年3月4日(火)から平成20年3月12日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の(1)に同じ。

(2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局総務課

電話番号 073-441-3642(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4517

5 入札に係る現場説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県民文化会館405号室

(2) 日時 1の(2)に掲げる業務ごとに、それぞれ次のとおり行う。

- ア 1の(2)のアに掲げる業務 平成20年3月4日(火)  
午前11時20分
- イ 1の(2)のイに掲げる業務 平成20年3月4日(火)  
午前11時40分
- ウ 1の(2)のウに掲げる業務 平成20年3月4日(火)  
午後2時50分
- 6 入札執行の場所及び日時等
- (1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
- ア 入札場所  
5の(1)に同じ。
- イ 入札日時  
平成20年3月25日(火)午後2時30分から、1の(2)  
に掲げる業務ごとに1の(2)のAからウまで順次行う。
- ウ 開札場所  
アに同じ。
- エ 開札日時  
イに同じ。
- (2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本  
県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知  
書の写しを持参することとする。
- 7 入札方法
- (1) 6の日時及び場所に入札書を持参することとし、郵送、  
電報又はファクシミリによる入札は認めない。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額  
に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当  
該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を  
切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)を  
もって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方  
消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを  
問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金  
額を入札書に記載すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札  
金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければ  
ならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付す  
る。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、  
契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当す  
ることができる。
- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令  
第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規  
則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88  
条までの規定の定めるところによる。
- 9 契約保証金に関する事項
- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額  
の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自

治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条まで  
の規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争  
入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のし  
た入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当す  
る入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された  
者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停  
止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない  
者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記  
載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総  
務課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予  
定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込み  
をした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある  
ときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者  
を決定するものとする。この場合において、当該入札  
者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者  
があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係  
のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじ  
を引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札  
がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合  
において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回ま  
でとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

(1) この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所  
在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南  
別館6階

電話番号 073-441-3642(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4517

(2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平  
成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合  
は、中止、延期又は変更をするものとする。

## 入札公告

平成20年度和歌山県立みくまの支援学校児童生徒等送迎業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年2月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

## 1 一般競争入札に付する事項

## (1) 事業年度

平成20年度

## (2) 業務の名称

和歌山県立みくまの支援学校児童生徒等送迎業務

## (3) 業務の仕様等

仕様書による。

## (4) 業務期間

平成20年4月2日(水)から平成21年3月31日(火)まで

## 2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成19年和歌山県告示第184号に規定する和歌山県立盲・ろう・養護学校児童生徒送迎業務委託入札参加資格又は平成20年和歌山県告示第190号に規定する児童生徒等送迎業務委託入札参加資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

## (1) 場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山県湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館  
6階

## (2) 期間

平成20年3月4日(火)から平成20年3月12日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

## 4 入札説明書等を交付する場所及び期間等

## (1) 場所

3の(1)に同じ。

## (2) 期間

3の(2)に同じ。

## (3) 入札説明書等に関する問い合わせ先

和歌山県教育庁教育総務局総務課

電話番号 073-441-3642(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4517

## 5 入札に係る現場説明会の場所及び日時

## (1) 場所

和歌山県民文化会館405号室

和歌山市小松原通一丁目1番地

## (2) 日時

平成20年3月4日(火)午後1時30分

## 6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

## ア 入札場所

5の(1)に同じ。

## イ 入札日時

平成20年3月25日(火)午後3時30分から

## ウ 開札場所

アに同じ。

## エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

## 7 入札方法

(1) 入札者は、入札書に一台一往復当たりの単価を記載すること。

(2) 6の日時及び場所に入札書を持参することとし、郵送、電報又はファクシミリによる入札は認めない。

(3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に210を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き、契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

## 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額に210を乗じて得た額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

## 10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に規定する資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め最高3回までとする。

#### 12 契約書の要否

要

#### 13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 14 その他

- (1) この入札に関する事務を担当する機関の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

##### イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館6階

電話番号 073-441-3642(直通)

ファクシミリ番号 073-432-4517

- (2) この入札は、平成20年2月和歌山県議会において、平成20年度和歌山県当初予算案が議決されなかった場合は、中止、延期又は変更をするものとする。